

第 14 条（町職員の責務）に関する検討

1. 検討事項

町職員の「まちづくりへの参加」に関する条文の追加について

意見 1	他自治体の条例を見ていると、町職員がまちづくりに参加をするという文言が書かれている。厳しい財政状況の中で行政運営を行っていくためには、職員の行動力、マンパワーが重要になってくると思うので、職員のまちづくりへの参加ということを規定してもいいのではないかと。
意見 2	家事や子育てなど、職員の都合もあり、職員の負担が大きくなるという懸念がある。
意見 3	職員に重たい責任を課すことになるという不安を感じる。執行機関の責任（第 13 条）として、職員が参画したり協働したりすることが期待される部署があると理解した方が弾力的ではないかと思う。

2. 他自治体の条例例

自治体	条文・解説
生駒市	<p>【第 17 条第 3 項】 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>【解説】 まちづくりの主体は市民であり、参画と協働のまちづくりを推進するため市の職員も市内で働く者として市民の目線を大切にし、率先して市民としての責務を果たさなければならないことを規定しています。</p>
王寺町	<p>【第 8 条第 2 項】 町職員は、町政運営を支える役割があることを深く認識し、この条例の趣旨を理解し、地域社会の一員であることを自覚したうえで、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>【解説】 町職員は、町長の指揮監督のもと、王寺町全体の住民福祉やその活動増進のための役割を担っています。そして、職員自らも、まちづくりの担い手として、この条例の趣旨を理解するとともに、一町民として積極的に地域のまちづくり活動の推進に努めなければならないことを定めています。</p>
広陵町	<p>【第 24 条第 4 項】 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域のまちづくり等に参画し、地域課題の把握及び解決に努めなければならない。</p> <p>【解説】 職員が広陵町や地域のことを知らない、町に愛着が湧かなかつたり、まちづくりに対して意欲が湧いてこなかつたりすることも考えられます。そのため、職員が各基礎的コミュニティと町のパイプ役になっている地域担当職員制度等を活用し、地域のまちづくりに参画するよう推進していく必要があります。</p>
河合町	<p>【第 25 条第 4 項】 町職員は、町民の一員としての自覚を持ち、地域の公共的課題の把握及び解決に努めるとともに、自らも地域のまちづくり等に参加するよう努めるものとします。</p> <p>【解説】 町の職員は河合町の一町民として地域課題の発見や解決への取り組み、まちづくり活動に積極的に参画することが推奨されています。</p>